

こんなときはお住まいの 市(区)町担当窓口まで届け出を

こんなとき	届け出に必要なもの
一定の障害がある人が65歳になったとき、または65歳を過ぎて一定の障害のある状態になったとき	国民年金の年金証書・身体障害者手帳等、印かん
兵庫県外へ転出するとき	被保険者証、印かん
兵庫県内に転入するとき	負担区分等証明書
兵庫県内で住所が変わったとき	被保険者証
被保険者が死亡したとき	被保険者証、印かん
生活保護を受けるようになったとき	被保険者証

後期高齢者 医療制度 の概要

75歳以上の人
(一定の障害がある人は65歳以上)
が対象です。

制度の運営は
各都道府県に
設けられる広域連合
が行います。

医療費の負担は
一般は1割、
現役並み所得者は
3割です。

保険料は
広域連合ごとに決まり、
原則として年金から
徴収されます。



制度を運営するのは

兵庫県内の全ての市町が加入する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、市町と役割分担して制度を実施します。

広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など制度の運営を行います。

市町が行うこと

被保険者への被保険者証の引渡し、被保険者からの各種届出や申請などの受付、保険料の徴収を行います。

後期高齢者医療制度の財源構成

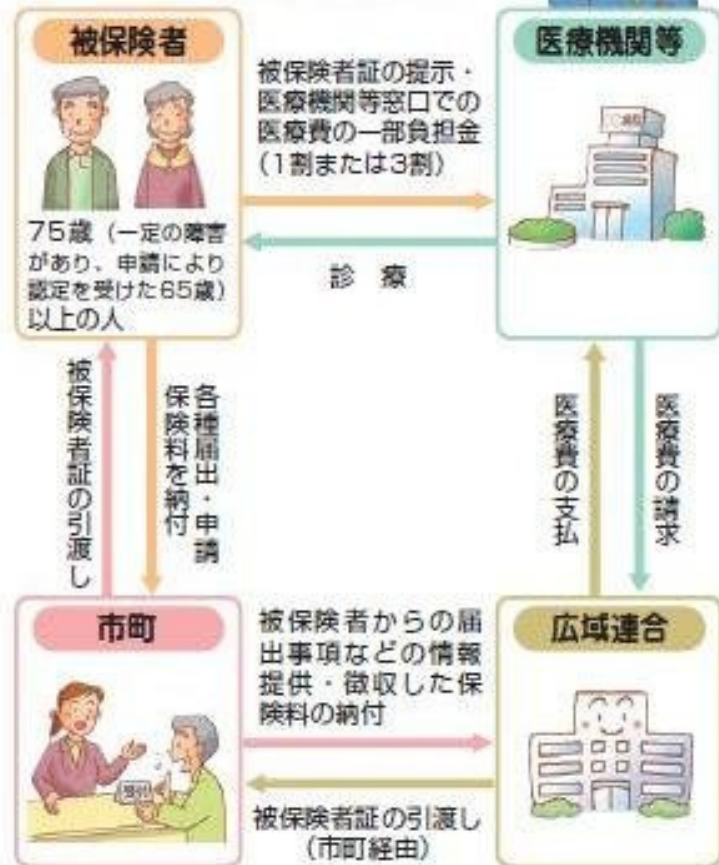
医療費の財源は患者負担分を除き、公費(約5割)、現役世代からの支援金(約4割)のほか、後期高齢者から保険料(約1割)を徴収し、賅うことになります。

公費(国・県・市町) 約5割

現役世代からの支援金(若年者の保険料)
約4割

後期高齢者の保険料
約1割

後期高齢者医療制度のしくみ



被保険者

兵庫県内に住む75歳以上の人及び65歳以上で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた人。

後期高齢者医療制度の対象となる時

- ・制度施行時に75歳以上の人、平成20年4月1日から。
- ・制度施行後は、75歳の誕生日当日から開始されます。



例

誕生日が
8月1日の人



8月1日から
適用

誕生日が
8月31日の人



8月31日から
適用

※65歳以上の一定の障害がある人は、申請により広域連合の認定を受けた日から対象となります。

障害認定を受けるための申請

障害認定を受けようとする人は、障害の状態を明らかにするための国民年金の年金証書、身体障害者手帳等と印かんを用意して、市(区)町の担当窓口申請してください。

なお、いつでも将来に向かって申請を撤回することができます。

被保険者証

被保険者には、後期高齢者医療被保険者証が交付されます。この被保険者証には一部負担金の割合「1割」または「3割」が記載されています。医療を受けるときは必ず提示してください。

取り扱いの注意事項

交付されたら記載内容
を確かめましょう。



県外への転出などで、
資格がなくなったらすぐ
返却しましょう。

紛失したり破れて使え
なくなったときは再交
付されますので、市
(区)町の担当窓口
に届け出ましょう。

いつでも使えるよう必ず
手元に保管しましょう。

有効期限が過ぎた被保
険者証は使えません。
なお、新しい被保険者
証は原則、郵送します。

被保険者証の内容を自
分で書き直すと無効に
なりますので、ご注意
ください。住所の変更
など訂正が必要な場合
は必ず市(区)町の担当
窓口届け出ましょう。

後期高齢者医療で受けられる給付

医療を受けるときは被保険者証を窓口へ提示します

診療所や病院は被保険者証によって医療の給付の受給資格を確認しますので、必ず窓口へ提示してください。

一部負担金の割合

医療費の一部負担金の割合は1割となります。ただし現役並み所得者は3割となります。



必要なもの



被保険者証



●現役並み所得者とは

同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人をいいます。

※ただし、課税所得145万円以上でも年収が次の金額に満たない人は、市(区)町の担当窓口へ申請することにより1割負担となります。

・単身世帯の場合(年金・給与等収入合計)…383万円

・二人以上世帯の場合(年金・給与等収入合計)…520万円

【経過措置】平成20年7月末までは、同一世帯に属する被保険者及び70歳以上の人の所得と収入により判定されます。

医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合も医療給付の対象となることがあります。

入院時の食事代がかかったとき (入院時食事療養費)

入院したときは、下の表のとおり食費の標準負担額を自己負担します。

		1食当たり
一般(下記以外の人)		260円
低所得Ⅱ	90日以内の入院(過去12カ月の入院日数)	210円
	90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)	160円
低所得Ⅰ		100円

●低所得Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税である人。

●低所得Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

低所得Ⅰ・Ⅱの人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、市(区)町の担当窓口で申請してください。

療養病床に入院したとき (入院時生活療養費)

療養病床に入院した場合の食費と居住費については、下の表のとおり標準負担額を自己負担します。

※入院医療の必要性が高い人（人工呼吸器、静脈栄養等が必要な人や難病の人等）は前頁の食事代のみです。



食費・居住費の標準負担額

	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
一般（下記以外の人）	460円※	320円
低所得Ⅱ	210円	320円
低所得Ⅰ	130円	320円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。

医療費などを全額支払ったとき (療養費・移送費)

次の表のような場合で医療費などを全額支払ったときは、申請することにより保険給付対象額が後日支給されます。

- ・口座振替となりますので、申請時には印かん、口座番号・口座名義人が確認できるものが必要です。
- ・申請書類の審査を行うため、申請から支給まで約3ヵ月かかります。

こんなとき	申請に必要な書類
急病など、やむを得ない事情で被保険者証を出さずに治療を受けたとき	診療報酬明細書（レセプト）、領収書
コルセットなど治療用器具を作ったとき	医師の意見書、領収書（明細がわかるもの）
医師の同意の下、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けたとき	施術内容明細書、医師の同意書、領収書
海外渡航中、急病などにより治療を受けたとき（治療目的で海外へ行った場合や日本国内で保険適用とならないものについては対象となりません。）	診療内容明細書、領収明細書、日本語翻訳文
移動が困難な重病人が緊急的にやむを得ず医師の指示により転院などの移送に費用がかかり、広域連合が必要と認めたとき（移送費）	医師の意見書、領収書

被保険者が死亡したとき（葬祭費）

葬祭を行った人に、葬祭費として5万円が支給されます。

申請に必要なもの

- ・印かん
- ・領収書や会葬御礼はがき等（葬祭を行ったことが確認できるもの）
- ・口座番号・口座名義人が確認できるもの

医療費が高額になったとき (高額療養費)

1ヵ月の医療費が高額になったときは、申請により後日、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

		自己負担限度額(月額)	
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)
現役並み 所得者		44,400円	80,100円+1% ^{*1} (44,400円) ^{*2}
一 般		12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※1「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を負担。

※2()内は過去12ヵ月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額。

特定疾病の場合

厚生労働大臣が指定する特定疾病(人工腎臓を実施している慢性腎不全、血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅶ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。))の場合の自己負担限度額(月額)は10,000円です。「特定疾病療養受療証」が必要となりますので、市(区)町の担当窓口で申請をしてください。

○高額療養費の計算方法

外来受診については、限度額は個人単位で計算され、入院については、限度額までの支払いとなります。

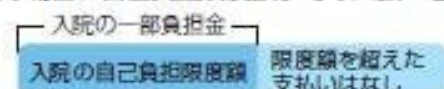
同一月に同じ世帯の全ての外来と入院の自己負担額とを合算して、世帯単位の限度額を超えた分が後日、高額療養費として支給されます。

(例)

1 外来の場合、自己負担限度額を超えた分が支給されます。



入院の場合、自己負担限度額までの支払いとなります。



2 次に外来の自己負担限度額と入院の一部負担金を合計し、世帯単位の自己負担限度額を超えた分が支給されます。



3 したがってこの世帯には、高額療養費支給対象(A)と(B)の合計額が高額療養費として支給されます。

$$\text{高額療養費支給対象(A)} + \text{高額療養費支給対象(B)} = \text{高額療養費として支給}$$

※世帯に複数の被保険者がいる場合は按分して支給されます。
※差額ベッド代など保険診療対象外のものや入院時の食事代などは対象になりません。

高額介護合算療養費

被保険者と同じ世帯内で後期高齢者医療・介護保険の両方から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったときは、双方の自己負担額を年間（毎年8月分～翌年7月分まで）で合算し、下の表の限度額を超えた額が支給されます。

		後期高齢者医療＋ 介護保険の自己負担限度額(年額)
現役並み所得者		67万円(89万円)
一般		56万円(75万円)
低所得	Ⅱ	31万円(41万円)
	Ⅰ	19万円(25万円)

※平成20年4月分～平成21年7月分については、()内の額を適用します。

※申請は平成21年8月からとなる予定です。

一部負担金の減免

災害等の特別な事情により、一部負担金の支払いが困難な場合、申請により一部負担金が減免又は猶予される場合があります。

交通事故にあったとき

交通事故など第三者から傷害を受けた場合や自損事故の場合も後期高齢者医療で診療を受けることができますが、市(区)町への届け出が必要です。

示談の前に必ず市(区)町へ届け出を

警察に届けると同時に、市(区)町の担当窓口へ必ず届け出をしましょう。



必要なもの

- ・第三者行為による傷病届等
- ・被保険者証、印かん
- ・事故証明書(後日でも可)



注意

示談は慎重に

市(区)町へ届け出る前に示談をすませしまうと、後期高齢者医療で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、注意してください。

医療費は広域連合が一時立て替え

加害者が全額負担するのが原則です。保険診療の費用は広域連合が一時立て替えます。

保険料

保険料を決める基準（保険料率）については、2年ごとに設定され、お住まいの市町を問わず、兵庫県内で原則均一となります。



保険料の決め方

兵庫県における均一保険料（平成20・21年度）

$$\begin{array}{l} \text{兵庫県の} \\ \text{保険料} \\ \text{(限度額50万円)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{被保険者} \\ \text{1人当たり} \\ \text{43,924円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等} \\ \text{一基礎控除額33万円)} \\ \times \\ \text{所得割率 8.07\%} \end{array}$$

※総所得金額等＝収入額－控除額

不均一保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率は同一広域連合内においては原則均一ですが、一定の要件を満たす場合は不均一保険料率の特例を実施することができますとされており、兵庫県においても、一部の地域及び市町で実施します。

保険料の軽減について

- 所得の低い人は、世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等に応じて保険料の均等割額が軽減されます。（65歳以上の公的年金等の控除の適用を受けた人について、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し判定します。）

総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額(33万円)	7割
基礎控除額(33万円)+24.5万円× 被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)	5割
基礎控除額(33万円)+35万円× 被保険者の数	2割

※基礎控除額等の数字は、税制改正などで改正されることがあります。

- 後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険（会社の健康保険等）の被扶養者であった人については、制度加入時から2年間、所得割額を課さず、均等割額を5割軽減します。（19ページのケース4を参照）

保険料の減免について

後期高齢者医療制度では、上記の軽減のほか、保険料が減免される場合があります。減免には申請が必要ですので、お住まいの市(区)町の担当窓口にお問い合わせください。

具体的な保険料のケース事例

ケース1 厚生年金の平均的な年金受給者
(厚生年金受給年額201万円)

均等割額 35,139円+所得割額 38,736円
=73,875円 (年額) <2割軽減>

ケース2 基礎年金受給者
(老齢基礎年金受給年額79万円)

均等割額 13,177円+所得割額 なし
=13,177円 (年額) <7割軽減>

ケース3 基礎年金受給者で自営業の子(世帯主)と
同居している人(国保に加入していた人)
〔子 収入年額390万円
被保険者 老齢基礎年金受給年額 79万円〕

均等割額 43,924円+所得割額 なし
=43,924円 (年額) <軽減なし>

ケース4 基礎年金受給者で被用者保険に加入している子
と同居している人。

(資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者であつた人(資格取得日の属する月以降、2年を経過する月までの間))

〔子 収入年額390万円
被保険者 老齢基礎年金受給年額 79万円〕

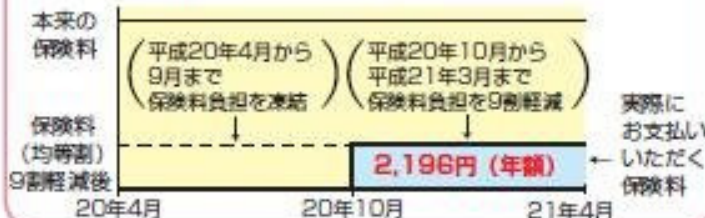
均等割額 21,962円+所得割額 なし
=21,962円 (年額) <5割軽減>

※ケース4については、平成20年度は下記のとおりとなります。

ポイント!!

平成20年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例

新しく保険料を負担することになる「被用者保険の被扶養者」であつた人については、平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは均等割保険料を9割軽減します。



保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則として年金(年額18万円以上の人)から徴収(天引き)されます。(特別徴収)

年金額が年額18万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人は、納付書や口座振替等によりお住まいの市(区)町へ個別に納めます。(普通徴収)

○納期について

特別徴収(各納期の納付期日は年金支給日)

期	1	2	3	4	5	6
納期	4月	6月	8月	10月	12月	2月

※第1期～第3期は仮徴収額になります。

特別徴収の仮徴収額について

4月1日現在で資格取得されている人は4月～8月の期間は前々年の所得から算出した仮の保険料で徴収します。翌年度からは原則2月に徴収される額が仮徴収額となります。

普通徴収(各納期の納付期日は各市町により異なります。)

期	1	2	3	4	5
納期	7月	8月	9月	10月	11月
期	6	7	8	9	
納期	12月	1月	2月	3月	

※市町により随時納期(4～6月)がある場合があります。

保険料は、医療給付の大切な財源です。

納付が困難なときは、必ず納期までに市(区)町の担当窓口にご相談ください。

●保険料を滞納されると、督促状を送付し、電話や文書等による催告を行います。また、有効期限の短い被保険者証が交付される場合があります。財産(預金、不動産など)の差押えを受ける場合もあります。

●災害など特別な事情がないのに1年以上保険料を滞納すると、被保険者証を返還して「資格証明書」が交付される場合があります。その場合はいったん医療費を全額負担し、後日申請することで、本来の自己負担分を除いて広域連合から支給されます。(その支給の際に納付相談等を行います。)

●さらに、滞納が1年6ヵ月以上になると、医療給付(高額療養費など)の支払いが一時差し止められ、その給付額が滞納保険料に充てられる場合があります。

お問い合わせ

お住まいの市(区)町の「後期高齢者医療担当窓口」

市町名	電話番号	市町名	電話番号	
神戸市	東灘区役所	078-841-4131	芦屋市	0797-38-2037
	灘区役所	078-843-7001	伊丹市	072-784-8041
	中央区役所	078-232-4411	相生市	0791-23-7154
	兵庫区役所	078-511-2111	豊岡市	0796-23-1111
	北区役所	078-593-1111	加古川市	079-427-9190
	長田区役所	078-579-2311	たつの市	0791-64-3149
	須磨区役所	078-731-4341	赤穂市	0791-43-6813
	北須磨支所	078-793-1212	西脇市	0795-22-3111
	垂水区役所	078-708-5151	宝塚市	0797-77-2064
西区役所	078-929-0001	三木市	0794-82-2000	
姫路市	079-221-2315	高砂市	079-443-9021	
尼崎市	06-6489-6836	川西市	072-740-1111	
明石市	078-918-5165	小野市	0794-63-1469	
西宮市	0798-35-3192	三田市	079-563-1111	
洲本市	0799-22-3321	加西市	0790-42-8721	

お問い合わせ先の電話番号は平成20年3月現在のものです。

にお問い合わせください。

市町名	電話番号	市町名	電話番号
篠山市	079-552-7103	稲美町	079-492-9136
養父市	079-662-3165	播磨町	079-435-2581
丹波市	0795-82-6690	神河町	0790-34-0962
南あわじ市	0799-44-3003	市川町	0790-26-1010
朝来市	079-672-6120	福崎町	0790-22-0560
淡路市	0799-64-0001	太子町	079-277-1012
宍粟市	0790-62-2000	上郡町	0791-52-1115
加東市	0795-48-3004	佐用町	0790-82-0661
猪名川町	072-766-0001	香美町	0796-36-1114
多可町	0795-32-2383	新温泉町	0796-82-5622

兵庫県後期高齢者医療広域連合

〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号

担当	電話番号	担当	電話番号
代表	078-326-2612	資格担当	078-326-2648
保険料担当	078-326-2673	給付担当	078-326-2649